

パブリック・コメント制度による

## 「富士市富士・愛鷹山麓地域の

## 森林機能の保全に関する条例（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和2年7月1日（水）から令和2年8月3日（月）

- 意見の提出方法 直接の場合 富士市役所10階 環境総務課へ  
郵送の場合 〒417-8601  
富士市永田町1丁目100番地  
富士市環境部環境総務課あて  
FAXの場合 0545-51-0522  
Eメールの場合 ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp  
市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから  
専用フォームへ

- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和2年7月

富士市 環境部 環境総務課

# 富士市富士・愛鷹山麓地域の 森林機能の保全に関する条例(案)の概要

## 1 策定の背景・目的

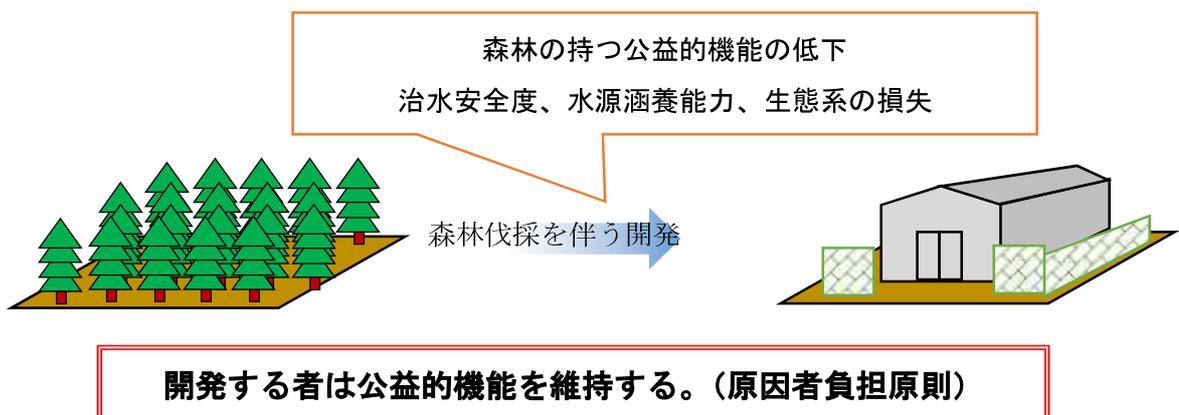
本市では、富士・愛鷹山麓地域の森林の有する公益的機能を維持し、その豊かな自然環境、自然風景を保全するため、昭和63年4月、富士・愛鷹山麓地域環境調査研究委員会を発足し、基礎調査、総合分析などを実施し、翌平成元年4月には、富士市富士・愛鷹山麓地域環境管理計画策定委員会を設置し、平成3年3月1日、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定しました。この計画では、治水安全度、水源涵養及び生態系の保全の見地から、森林伐採を伴う開発面積を250ヘクタールまでに抑えることとし、公共事業を管理するとともに、民間事業者に対しても協力を求めてきました。しかしながら、令和元年度の調査において、開発総面積やその利用用途から、計画策定時に危惧された段階に達していることが確認されました。

このため、今後の富士・愛鷹山麓地域における森林伐採を伴う開発は、森林の持つ公益的機能を保全する必要があることから、開発を行う事業主等に森林喪失の影響評価を行うことを義務づけ、開発計画に生かすことで、後世に富士・愛鷹山麓地域の森林の持つ公益的機能を引き継ぐことを目的とし、条例を制定するものです。

## 2 条例(案)の骨子

### (1) 目的

富士・愛鷹山麓地域の森林の有する公益的機能を保全するため、重度開発を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失に係る影響の評価を行うことにより、適正な配慮がなされることを確保し、富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的としています。(第1条)



## (2) 対象地域

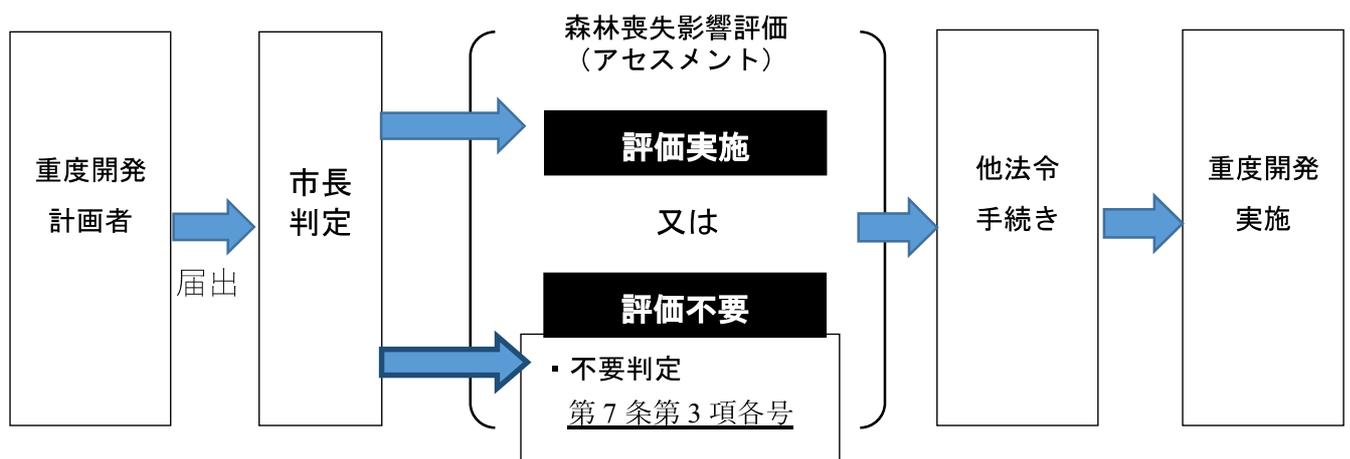
条例案では富士市環境基本計画に定める地域としておりますが、平成3年策定の富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に準じ、主要地方道富士・富士宮・由比線かつ東名高速道路の北側の都市計画区域を予定しています。(第2条)

## (3) 対象となる事業

富士・愛鷹山麓地域内の森林法第5条に規定する地域森林計画に規定された森林の伐採跡地を森林以外に用途を変える場合に届出が必要になります。(第7条第1項)

## (4) 手続きの流れ

森林伐採を伴う開発(本条例案では「重度開発」としています。)を計画する方は、事業計画を届け出ることになります。市長が計画の影響を判断し、森林喪失影響評価を実施すべきかの判定をし、計画する方へ通知します。実施すべき判定を受けた場合は森林喪失影響評価を実施し評価書を公告した後に、実施すべき判定を受けなかった場合は速やかに、他法令の手続き後、重度開発を実施することになります。(第7条)



### 第7条第3項 (抄)

市長は、届出に係る事業の内容にかかわらず、次に掲げる事業については、森林喪失影響評価を実施しないものとするができる。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)に基づき環境影響評価を実施する事業
- (2) 重度開発に伴い必要な規模の保全措置を行う事業
- (3) 重度開発を行う面積が500平方メートル未満であって、過去5年間、近接する土地において重度開発を伴う事業が行なわれていない事業
- (4) 国、県又は市が行う安全の確保に資する事業
- (5) その他緊急性が高いと市長が認める事業

## (5) 保全措置

富士・愛鷹山麓地域内において、伐採する森林と同等以上の植林を行うことを保全措置とします。この保全措置を実施した事業については、森林喪失影響評価を不要とすることとしています。(第2条第1項第7号)

#### (6) 森林喪失影響評価

既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針を定めます。(第6条)

森林喪失影響評価の実施方法をあらかじめ公表する方法書を作成し公表します。この方法書に対する意見募集結果や市長意見を勘案し、調査項目を選定します。(第8条から第12条)

森林喪失影響評価を実施し、その結果とその評価書案となる準備書を作成し公表します。この準備書に対する意見募集結果や市長意見を勘案し、この評価書を作成し公表するまでが森林喪失影響評価となります。(第13条から第18条)

#### (7) 勧告、措置命令、公表

本条例に違反する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告します。(第22条)

勧告しても従わないとき、または緊急を要するときは、必要な措置をとるべきことを命じます。また、その際には、当該区域に看板等の設置により第三者に対し措置命令の事実を明認できるようにします。(第23条)

命令に従わない場合、その事実を公表します。(第24条)

#### (8) 施行日

この条例は、令和3年4月1日から施行とします。

### 3 意見募集について

この条例は、富士・愛鷹山麓地域のもつ治水・水源涵養能力及び生態系といった豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐためのものです。

自由なご意見をお寄せください。